旧合併特例法と合併新法との比較(市町村に対する主な財政支援措置)

		合併特例法(新法)	
	旧合併特例法	H17.4~H22.3	H22.4~
普通交付税	●合併算定替	●合併算定替	●合併算定替
	【期間】合併後10年間(+激変緩和期間5年)	【期間】段階的に5年間(+激変緩和期間5年)	【期間】合併後5年間(+激変緩和期間5年)
		H17・18年度の合併=9年 H19・20年度の合併=7年 H21年度の合併=5年	
	●合併補正 (合併直後の臨時的経費に対する財政措置)	存置	廃止
特別交付税	●合併市町村に対する包括措置 (合併を機に行う新たなまちづくり等の財政需要に対する措置) 【期間】合併後3年間 【措置額】人口により算定	廃止	
	●合併準備経費に対する財政措置 (法定協議会を設置した場合に、合併準備の ために必要な経費を対象)	存置	存置
	●合併移行経費に対する財政措置 (合併市町村の一体性の速やかな確立を図る ために必要な経費を対象)	存置	→ 存置
	●公債費負担平準化のための財政 措置	●公債費負担格差是正のための財 政措置	→ 存置
			●合併直後の臨時的経費に対する 財政措置 (行政の一体化に要する経費、行政水準・住民 負担水準の格差是正に要する経費を対象)
地方債	●合併特例債 【充当率】95% 【交付税算入率】70% 統合	●合併推進債 【充当率】90% 【交付税算入率】40%	●地域活性化事業債 【充当率】90% 【交付税算入率】30%
	●合併推進債 【充当率]90% 【交付税算入率]50%		
補助金	●合併準備補助金 【補助額】1団体につき500万円が上限	廃止	
	●合併市町村補助金 【補助額】人口規模に応じて2,000万円~1億円	廃止	
交付金(県	●合併支援特別交付金(6年間)		
	・本則団体(H17.3までの合併)		
	5億円+(n×1億円)		
	・経過措置適用団体(H18.3までの合併)		
\sim	4億円+(n×1億円)		
	※ n=合併関係市町村数-2		